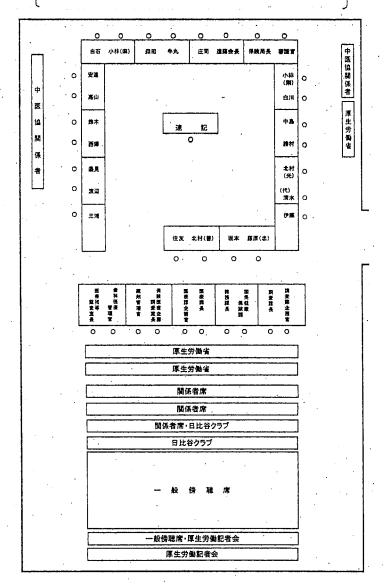
中央社会保険医療協議会 総会座席表

日時:平成21年11月18日(水) 9:00~10:00(目途) 会場:はあといん乃木坂 フルール (B1F)



中央社会保険医療協議会 総会(第151回) 議事次第

平成21年11月18日 (水) 於 はあといん乃木坂

議題

- 〇 医療経済実態調査に係る意見について
- 〇 その他

平成22年度診療報酬改定の視点等について

前回までの議論等を踏まえ、平成22年度診療報酬改定について、どのような認識・視点で行うことが適当と考えるのか。例えば、以下のような認識、視点で改定を行うことについてどう考えるのか。

【基本認識・重点課題等】

- ① 前回の診療報酬改定においても、医師不足などの課題が指摘される中で所要の 改定が行われたところであるが、これらの課題は必ずしも解消しておらず、我が 国の医療は、危機的な状況に置かれている。
- ② このような基本認識に立ち、平成22年度診療報酬改定においては、「<u>救急、</u> <u>産科、小児、外科等の医療の再建</u>」及び「<u>病院勤務医の負担の軽減(医療従事者</u> <u>の増員に努める医療機関への支援)</u>」を改定の重点課題として位置付けることと してはどうか。
- ③ また、診療報酬改定に当たっては、地域特性への配慮や使途の特定といった補助金の役割との分担を十分に踏まえるべきである。
- ④ このような基本認識や重点課題を踏まえた上で、次期診療報酬改定の基本的な 方向については、
 - イ 地域医療が危機的な状況にある中、医療費の配分の見直しではなく、医療費 の底上げを行うことにより対応すべきとの意見がある一方、
 - ロ 保険財政が極めて厳しい状況の中で、医療費全体を引き上げる状況にはなく、 限られた財源の中で、医療費の配分の大幅な見直しを行うことにより対応すべ きとの意見があったところ。
- ⑤ このような状況を踏まえ、次期診療報酬改定の基本的な方向について、どのようにあるべきか、ご議論をいただきたい。

【改定の視点】

- ① 「救急、産科、小児、外科等の医療の再建」、「病院勤務医の負担の軽減(医療 従事者の増員に努める医療機関への支援)」といった重点課題以外にも、国民の 安心・安全を確保していく観点から充実が求められている領域も存在している。 このため、「<u>充実が求められる領域を適切に評価していく視点</u>」を次回改定の 視点の一つとしてはどうか。
- ② 一方、医療は、これを提供する側と受ける側との協働作業であり、患者が必要な情報に基づき納得した上で医療に参加していける環境を整えることや、安全であることはもちろん、生活の質という観点も含め、患者一人一人の心身の状態にあった医療を受けられるようにすることが求められる。

このため、「<u>患者から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質に</u> も配慮した医療を実現する視点」を次期改定の視点の一つとしてはどうか。

③ また、患者の視点に立った場合、質の高い医療をより効率的に受けられるようにすることも求められるところであるが、これを実現するためには、医療だけでなく、介護も含めた機能分化と連携を推進していくことが必要である。

このため、「<u>医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点</u>」を次回改定の視点の一つとしてはどうか。

④ 次に、医療を支える財源を考えた場合、医療費は公費や保険料を主な財源としており、国民の負担の軽減の観点から、効率化の余地があると思われる領域については、その適正化を図ることが求められる。

このため、「<u>効率化の余地があると思われる領域を適正化する視点</u>」を次回改 定の視点の一つとしてはどうか。

平成22年度診療報酬改定の「視点等」と「方向」について

前回までの議論等を踏まえ、平成22年度診療報酬改定について、具体的にどのような「方向」で改定を行うことが考えられるのか。例えば、以下のような「方向」が 考えられるのではないか。

1. 重点課題関係

- (1) 救急、産科、小児、外科等の医療の再建
 - ① 有床診療所も含めた地域連携による救急患者の受入の推進
 - ② 小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する評価
 - ③ 新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価
 - ④ 急性期後の受け皿としての後方病床・在宅療養の機能強化
 - ⑤ 手術の適正評価

쑠

- (2) 病院勤務医の負担軽減策の充実(医療従事者の増員に努める医療機関への支援)
 - ① 看護師や薬剤師等医師以外の医療職が担う役割の評価
 - ② 看護補助者等医療職以外の職員が担う役割の評価
 - ③ 医療クラークの配置の促進など、医師の業務そのものを減少させる取組に対 する評価 等

2. 4つの視点関係

- (1) 充実が求められる領域を適切に評価していく視点
 - ① 質の高い精神科入院医療の推進
 - ② 歯科医療の充実
 - ③ イノベーションの評価 等
 - ※ その他以下の項目を位置づけることについてどのように考えるのか、ご議論 いただきたい。
 - 〇 がん医療の推進
 - 〇 認知症医療の推進

- 新型インフルエンザ対策等感染症対策の推進
- 〇 肝炎対策の推進

(2) 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療 を実現する視点

- ① 医療の透明化・分かりやすさの推進
- ② 医療安全対策の推進
- ③ 心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現
- ④ 重症化の予防 等

(3) 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

- ① 質が高く効率的な急性期入院医療の推進
- ② 回復期リハビリテーション等の機能強化
- ③ 在宅医療・在宅歯科医療の推進
- ④ 医療職種間、医療職種・介護職種間の連携の推進

(4) 効率化の余地があると思われる領域を適正化する視点

- ① 後発医薬品の使用促進
- ② 医薬品、医療材料、検査に関する市場実勢価格の反映 等

後期高齢者医療制度に係る診療報酬について

- ① 昭和 58 年 2月から施行された老人保健法に基づき、一定以上の年齢の方のみ に適用される診療報酬として「老人診療報酬点数表」が創設され、包括払いの採 用や介護の重視、在宅医療の推進など、高齢者の心身の特性に着目した評価が設 けられてきたところ。
- しかしながら、平成 18 年4月の診療報酬改定において、簡素化の観点から、 老人診療報酬点数表にのみ存在する診療報酬項目や、同一の診療行為に対する評 価が老人診療報酬点数表と医科診療報酬点数表等とで異なる診療報酬項目につい ては、高齢者の心身の特性を踏まえたものを除き、一本化されたところ。

これに伴い、「老人診療報酬点数表」については、「医科診療報酬点数表等」と 別建てとされている取扱を改め、これら2つの点数表が一本化されたところ。

- ③ その後、平成 20 年4月の後期高齢者医療制度の創設に伴い、改めて高齢者の 診療報酬の在り方について検討を行い、ご本人が選んだ高齢者担当医が心と体の 全体を診て、外来、入退院、在宅医療まで継続して関わる仕組み(後期高齢者診 療料)を創設するなどの取組を進めたところ。
- ① しかしながら、このような診療報酬点数については、年齢による差別ではない か、必要な医療が受けられなくなるのではないか等の指摘を受けたところ。
- ⑤ 一方、中央社会保険医療協議会が行った調査によれば、後期高齢者診療料の活 用が進んでいない実態等も明らかになったところ。
- ⑥ このような状況を踏まえ、75歳以上という年齢に着目した診療報酬体系につい ては、後期高齢者医療制度本体の見直しに先行して、廃止することとした上で、 具体的な報酬設定については、それぞれの診療報酬項目の趣旨・目的等を考慮し つつ、検討することとすべきと考えるが、この点についてご議論いただきたい。

主な集計項目の平均値と中央値(第17回医療経済実態調査)

1. 損益状況

(単位:千円)

		一般病院(集計1)									
· 開設者区分	医療	法人	国公	2立	全	体	特定機	能病院	DPC対	象病院	
平均値/中央値	平均値	中央値	平均值	中央値	平均值	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	
損益差額	3,241	2,328	-44,851	-22,292	-12,494	-881	-112,317	-106,908	-42,435	-12,60	
総損益差額	2,679	2,329	-5,986	-7,194	-3,415	314	25,596	3,212	-5,390	32	
税引後の総損益差額	321	· 1,221	-6,156	-7,328		-	_	_	_		

		一般診療所(集計2) 舊科診療所(集計2)						保険薬局(集計2)				
開設者区分	個 (入院診療		医療 (入院診療	法人	個	٨ .	医療	法人	個	J.	法	٨
平均值/中央值	平均値	中央値	平均值	中央値	平均值	中央値	平均値	中央値	平均值	中央値	平均値	中央値
医棠収益	6,655	5,467	10,768	8,345	3,616	3,333	8,033	6,279	7,683	6,544	13,416	9,539
損益差額	2,048	1,472	371	76	1,202	1,065	750	352	733	709	533	353

2. 職種別常勤職員1人平均給料月額等

		一般病院(集計1)								一般診療所(全体:集計2)			
開設者区分	鱼	立	公	立	公	的	医療	法人	·個	Y	医療	法人	
平均值/中央值	平均値	中央値	平均值	中央値	平均值	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均值	中央値	
病院長・院長	1,611,114	1,606,630	1,651,115	1,627,017	1,785,512	1,731,754	2,626,975	2,170,003	-	. –	2,108,530	1,799,358	
医師	1,252,627	1,301,353	1,312,404	1,390,056	1,143,606	1,279,608	1,287,815	1,361,457	1,065,779	953,333	1,160,315	1,000,000	

3. 一般診療所 主たる診療科別の損益状況

		個人(入院収益なし) (集計2)								
診療科区分	内	科	小步	科	精神	抻科	外	科	登形	外科
平均值/中央値	平均値	中央値	平均值	中央値	平均値	中央値	平均值	中央値	平均値	中央値
医業収益	6,764	5,705	4,519	4,587	4,598	3,838	6,201	6,391	10,791	8,441
損益差額	1,905	1,402	1,446	1,137	1,653	1,101	1,536	1,215	3,622	2,521

		個人(入院収益なし) (集計2)							
診療科区分	産婦	人科 .	眼	科	耳鼻喉	喉科	皮膚	[科	
平均值/中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均值	中央値	平均値	中央値	
医糞収益	7,496	4,496	6,209	5,533	4,673	4,199	6,105	6,14	
損益差額	1,960	1,394	2,517	2,108	1,465	1,450	2,333	1,86	

										单位:十四
		医療法人(入院収益なし)(集計2)								
診療科区分	内	科	小男	科	・ 精神	申科	外	科	整形	外科
平均值/中央值	平均值	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均值	中央値
医業収益	11,817	8,636	7,642	7,393	5,969	5,354	11,804	8,781	9,513	8,66
損益差額	386	26	-726	-543	256	210	~179	-587	586	59

						(1	単位:千円)
医療法人(入院収益なし) (集計2)							
産婦	人科	眼	科	耳鼻咽	西喉科	皮膚	料
平均值	中央値	平均值	中央値	平均值	中央値	平均値	中央値
10,135	8,143	11,076	10,045	8,028	6,775	8,695	7,59
1,892	1,472	1,103	975	-114	189	1,177	94
	平均值 10,135	10,135 8,143	産婦人科 眼 平均値 中央値 平均値 10,135 8,143 11,076	産婦人科 眼科 平均値 中央値 中央値 10,135 8,143 11,076 10,045	産婦人科 眼科 耳鼻卵 平均値 中央値 平均値 中央値 平均値 10,135 8,143 11,076 10,045 8,028	産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 平均値 中央値 平均値 中央値 10,135 8,143 11,076 10,045 8,028 6,775	医療法人(入院収益なし) (集計2) 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 皮膚 平均値 中央値 平均値 中央値 平均値 中央値 平均値 10,135 8,143 11,076 10,045 8,028 6,775 8,695

「医療経済実態調査」収益と「最近の医療費の動向(メディアス)」の比較

		(千円)
·	医療経済実態調査 (直近の事業年度)	最近の医療費の動向(メディアス) (平成20年度)
一般病院 / 医科病院	2,467,572	2,038,346
一般診療所 / 医科診療所	106,573	94,426
入院診療収益あり/有床診療所	237,306	157,351
入院診療収益なし/無床診療所	93,829	84,463
歯科診療所 / 歯科診療所	40,748	36,761
保険薬局 / 保険薬局	141,824	110,853

- 注1 医療経済実態調査の一般病院の収益は、入院診療収益及び外来診療収益を合算したものである。
- 注2 医療経済実態調査の一般病院の収益には、公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収益等も含まれているが、メディアスの医 科病院の医療費には、当該項目は計上されていない。
- 注3 医療経済実態調査の一般病院においては、特定機能病院を集計対象外としているが、メディアスの医科病院の集計には含まれ
- 注4 医療経済実態調査の保険薬局は、1ヶ月の調剤報酬明細書の取扱件数が300以上の薬局を対象としているが、メディアスの集 計対象には、取扱件数が300未満の保険薬局も含まれている。

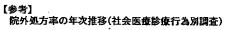
「医療経済実態調査」の収益と「最近の医療費の動向(メディアス)」の比較

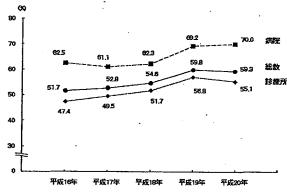
•				(千円)
•	平成19	9年6月	平成2	1年6月
	医療経済実態調査	最近の医療費の動向 (メディアス)	医療経済実態調査	最近の医療費の動向 (メディアス)
一般病院/医科病院	182,566	164,112	211,300	177,805
一般診療所/医科診療所	8,606	7,973	9,102	8,147
内科	8,951	7,983	9,586	8,153
小児科	5,370	5,483	5,250	5,443
外科	9,269	8,240	12,739	8,505
整形外科	8,270	10,285	10,100	10,792
皮膚科	7,246	6,896	6,969	6,828
産婦人科 .	5,165	5,327	7,355	5,431
眼科	9.350	8,652	: 10,383	8,916
耳鼻咽喉科	6,646	6,304	6,259	6,320
その他	9,098	9,831	12,917	9,834
入院診療収益あり/有床診療所	16,037	12,970	20,482	13,770
入院診療収益なし/無床診療所	7,752	7,114	8,045	7,282
歯科診療所/歯科診療所	3,380	3,192	3,541	3,285
保険薬局/保険薬局	11,167	8,583	12,427	9,496

- 注1 医療経済実態調査の一般病院の収益は、入院診療収益及び外来診療収益を合算したものである。 注2 医療経済実態調査の一般病院の収益には、公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収益等も含まれているが、メディアスの医科病院の医療 費には、当該項目は計上されていない。
- 注3 医療経済実態調査の一般病院においては、特定機能病院を集計対象外としているが、メディアスの医科病院の集計には含まれている。
- 注4 医療経済実態調査の一般診療所の診療科別の平成19年6月の数値(網掛け部分)は介護保険事業に係る収入のない一般診療所(集計1) を対象としている。
- 注5 医療経済実態調査の保険薬局は、1ヶ月の調剤報酬明細書の取扱件数が300以上の薬局を対象としているが、メディアスの集計対象には、 取扱件数が300未満の保険薬局も含まれている。

院外処方を実施している一般診療所の割合について

		医療経済実態調査 (平成21年6月)	医療施設調査 (平成17年)
一般診療所(院外処方あり)	(割合)	73. 7%	64. 5%
1	(施設費)	772/1,047	48,335/74,948





注: 院外処方率=

<u>処方せん料の算定回数</u> (処方料+処方せん料)の算定回数 × 100 参 考 資 料 21.11.18

平成20年度診療報酬改定以降の賃金・物価の動向

賃金の動向

(人事院勧告)

平成20年度	平成20年度	平成21年度	2年間の増減率		
}	0.0%	▲0.2%	A 0 404		
平成21年度	(賞与0.0%)	(賞与▲2.2%)	▲ 2.4%		

[参考]

平成18年度	平成18年度	平成19年度	2 年間の増減率
平成19年度	0.0%	0.4%	10 78
平成19平度	(賞与0.0%)	(賞与0.3%)	+0.7%

(注)各年度の数値は、上段が人事院勧告の平均改定率、下段(カッコ書き)が賞与の支給 月数の変更等による影響率(別掲)であり、「2年間の増減率」はこれらを合計 したものである。

物価の動向

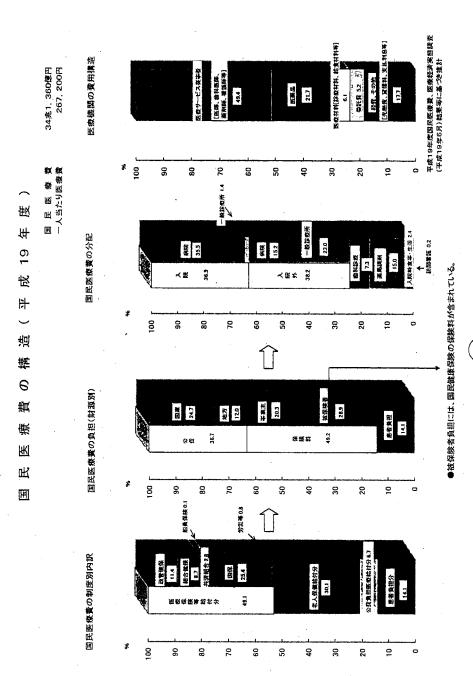
(消費者物価)

平成20年度	平成20年度	平成21年度	2年間の増減率		
平成20年度	1. 1%	(注2) ▲ 1.6%	▲0.5%		

[参考]

平成18年度	平成18年度	平成19年度	2 年間の増減率		
平成10年度	O. 2%	0.4%	+0.6%		

- (注1) 各年度の数値は、平成17年度を100とした場合の指数による増減率である。
- (注2) 平成2 1年度の数値は、平成2 1年度4月から9月までの消費者物価指数(前年同月比) の平均値である。



平成21年11月18日

中医協・第17回医療経済実態調査報告における病院の状況について

1. 集計1の結果について

一般病院全体の損益差額は、前回の一5.0%から今回は一4.5%とほぼ変わらず、赤字となっている。一般病院の国公立を除いた損益差額においても、前回の一0.2%から一0.7%とほぼ変わっておらず、赤字である。

また、今回より税引き後の総損益差額が集計されており、医療法人をみると総損益差額 1.7% であったものが税引き後では 0.2%とほぼ利益がなくなっている。

2. 集計2の結果について

一般病院全体の損益差額は、前回の一4.1%から今回は一3.7%とほぼ変わらず、赤字である。 一般病院の国公立を除いた損益差額では、前回の 0.4%から今回は 0.2%とほぼ横ばいであるが、全く利益はない状況である。

3. 機能別の集計結果について

- DPC対象病院の損益差額は、回答数が前回より増えているとはいえ、前回の−1.3%から今回は−5.2%と経営が悪化していることがみてとれる。
- 回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院の損益差額は、前回の一○3%から今回は 一2.6%と若干悪化している。
- 亜急性期入院医療管理料算定病院の損益差額は、全体では、前回の−6.3%から今回は -4.7%と若干改善しているが赤字であり、国公立を除いた損益差額においては、前回の 0.1%から今回は-4.2%と赤字へ転落している。
- 一般病棟入院基本料別の損益差額では「7対1」が前回の一、3.0%から今回は一4.1%、「10対1」が前回の一9.0%から今回は一7.4%「13対1」が前回の一0.0%から今回は一6.1%「15対1」が前回の一3.0%から今回は5.3%、「特別入院基本料」が前回の一0.5%から今回は一2.7%、となっている。「15対1」以外は全て赤字であり、とりわけ「10対1」が一7.4%と経営状況が一番悪い。
- 一般病院 100 床あたりの損益差額では、全体で前回の一5.0%から今回は一4.5%と変わらず赤字であり、国公立を除く全体においても前回の一0.2%から今回は一0.7%と同じく赤字である。
- 損益率の分布のグラフでは、国公立を除く一般病院で「O%以上~10%未満」が最も多く、次いで「-10%以上~0%未満」が多い、医療法人では3.2%の病院が「-30%未満」であり、経営が成り立つ状況ではない病院もある。

4. 直近の事業年度の集計結果について

- 「集計1」における一般病院の損益状況について、全体では-4.4%であり、国公立を除くと-1.0%である。
- 「集計2」における一般病院の損益状況について、全体では一3.5%であり、国公立を除くと0.1%である。
- 損益率の分布のグラフでは、国公立を除く一般病院で「O%以上~10%未満」が最も多く、 次いで「-10%以上~O%未満」が多い、医療法人では 2.4%の病院が「-30%未満」である。
- 事業年度集計の方が単月集計と比べて若干赤字幅が大きく、特に医療法人の損益差額(集計1)においては、単月で2.1%が事業年度では1.4%となっている。

5. まとめ

上記をまとめると、

- 一般病院は、前回とほぼ変わらず基本的に赤字である。
- 税引き後の総損益差額をみると民間病院は微々だる利益があっても最終的にはほぼ○%となっている。
- 〇 DPC対象病院の損益が悪化している。
- 〇 回復期リハビリテーション病棟入院料、亜急性期入院医療管理料を算定している、いわゆる亜急性期医療を担っている病院の損益が悪化し、赤字である。
- 入院基本料別では「15:1」以外はすべて赤字であり、「10:1」が最も悪い。
- 事業年度集計においても一般病院は単月集計と同じく全体的に赤字基調である。

という結果である。

医療経済実態調査の結果においても病院の経営状況は逼迫していることが示されており、全て の病院が算定する「入院基本料」の大幅な増額が必須であると考える。

また、事業年度集計の方が単月集計より赤字幅が大きい要因として、単月データである平成21 年6月時点においては、医療機関側の経営努力により、改定直後の平成20年度の状況からは若 干改善しているものと考えられ、改定による影響を正確に把握するためには調査を毎年行うこと が必要と考える。

以上

第17回中医協・医療経済実態調査結果に対する見解

一 中医協・平成21年6月実施 —

「歯科診療所(個人立)の損益状況の分析」

1. はじめに

- ○本調査は、医療機関における医業経営等の実態を明らかにする調査であり、次期改定の重要な検討資料である。 また、中医協の協議をふまえて、今回初めて年間ベースの調査も実施された。
- 〇歯科診療所は無床診療所であり、その経営規模を示すユニット台数は各年度において平均3台を示し、調査年によって変わって いない。このことから、過年度の調査結果との比較はそのまま経営実態の変化と考えられる。
- 〇 歯科診療所の損益差額には、院長給与相当分のほかに多くの本調査結果に計上されていない項目(費用相当分)が含まれる。法 人の勤務者の給与と比較する場合には、これらの項目を差し引いて比較検討する必要がある。

〈損益差額に含まれる院長給与相当分以外の項目〉

- ①院長退職金相当分の積立、②法定福利費相当分(年金及び健康保険料)、
- ③建物、設備等の改築・更新等の費用、④借入金の返済分、⑤自己資本の投下の逸失利益の補填とリスク

〈その他の労働時間、地域活動等の比較〉

- ・診療時間以外の経営全般(経理、請求事務、人事管理等)のための時間
- ・地域医療・保健活動のための時間(学校医、健診、保健所活動への協力等)

表 1 平成 21 年 6 月 (報告書 28 頁)

歯科診療所 (集計2)

	科珍豫阶(集訂2)	1		. 人		
	•	-	額・	撲成	金額の	
			21年6月		伸び率	
		千円	千円	%	%	%
1	医業収益	3, 455	3, 616	99.9	100.0	4.7
	1. 保険診療収益	2,984	3, 115	85.3	86.1	4.4
	2. 労災等診療収益	3	11	0.1	0.3	266.7
	3. その他の診療収益	423	442	12.2	12.2	4.5
	4. その他の医業収益	45	48	1.:3	1.3	6.7
H	介護収益	2	1	0.1	0.0	-50.0
	1. 居宅サービス収益	2	1	0.1	0.0	-50.0
	2. その他の介護収益	0	0	0.0	0.0	-
Щ	医薬・介護費用	2,228	2,415	84.4	66.8	8.4
	1. 給与費	990	988	28.6	27. 3	-0.2
	2. 医薬品費	41	. 44	1.2	1.2	7.3
	3. 歯科材料費	214	243	6.2	6.7	13.6
	4. 委託費	374	338	10.8	9.3	-9.6
	5. 減価償却費	162	171	4.7	4.7	5. 6
	(再揭)建物減価償却費	56	53	1.6	1.5	-5.4
	(再掲)医療機器減価償却費	65	67	1.9	1.8	3.1
	6. その他の医業費用	447	631	12.9	17. 4	41.2
IV	損益差額(I+I-皿)	1,229	1,202	35.6	33. 2	_
v	税金	_	_	_	_	_
VI	税引後の総損益差額(IV-V)			_	_	_
	施設数	593	551		_	
	平均ユニット数	3	3			

表2 事業年の集計 (報告書 147頁)

平均ユニット数

歯科	診療所(集計2)					
ŀ		個人				
		金額	構成比率			
		千円	%			
I	医棠収益	42, 004	100.0			
	1. 保険診療収益	35, 613	84.8			
ŀ	2. 労災等診療収益	106	0.3			
	3. その他の診療収益	5, 668	13, 5			
	4. その他の医業収益	617	1.5			
II 1	个護収益	11.	0.0			
	1. 居宅サービス収益	11	0.0			
	2. その他の介護収益	0	0.0			
ш	医裳·介護費用	28, 661	68. 2			
	1. 給与費	11, 713	27. 9			
	2. 医薬品費	531	1.3			
	3. 歯科材料費	2, 866	6.8			
	4. 委託費	3, 961	9. 4			
	5. 減価償却費	2, 056	4. 9			
	(再掲)建物滅価償却費	639	1.5			
	(再掲)医療機器減価償却費	799	1.9			
	6. その他の医業費用	7, 535	17.9			
	•					
IV ž	員益差額(Ι+Ⅱ-Ⅲ)	13, 355	31.8			
V B	2金	-	-			
VI B	会引後の総損益差額(IV−V)	_				
	施設数	551				

(参考)

۱	※1月当たり 金 額
- 1	32. 464
١	千円
ı	I 医業収益
1	3, 500
1	保険収益
1	2, 967
i	Ⅲ 医業・介護費用
1	2, 388
I	
1	IV 損益差額
I	1, 113
•	※事業年の集計金額を

12 分の 1 に換算

2. 第17回医療経済実態調査における歯科診療所(個人)の損益状況(%は前回調査との比較)

(1) 6月単月調査分

1

- ① 医業収益は361.6万円で、前回比16.1万円の増収(4.7%)であった。
- ② 保険診療収益は311.5万円で、前回比13.1万円の増収(4.4%)であった。
- ③ 医業・介護費用は241.5万円で、前回比18.7万円の増額(8.4%)であった。

11

④ 損益差額は120.2万円で、前回比2.7万円の減益(▲2.2%)となった。

(2) 事業年の集計 (年集計を1/12に換算) と6月単月の比較

年集計を 1/12 に換算した 1 月当たりの

- ① 医業収益は 350.0 万円で、6月単月に比べて (3.2%) 少額。
- ② 保険収益は 296.7 万円で、

(4.8%) " .

③ 医業・介護費用は 238.8 万円で、

(1.1%) "で構成比率は1.4%高い。

④ 損益差額は 111.3 万円で、

(7.4%) "で構成比率は1.4%低い。

	6月単月	年集計の 1/12
I 医業収益	3, 616 千円	3,500 千円 (▲3.2) %
保険収益	3, 115	2,967 (▲4.8)
Ⅲ 医業·介護費用	2, 415	2, 388 (▲1.1)
IV 損益差額	1, 202	1, 113 (▲7. 4)

()は対6月単月比較

- ◆ ①、②の結果は次の理由が考えられる。 6月には「歯の衛生週間」があり、キャンペーンの結果、国民の意識が高く、歯科にとって需要の高まる特殊な月である。
- ◆ 費用の減少率は収益の減少率より小さく、一方構成比率が高いことは、単月調査ではもれがちな費用が年間調査には正確に計上 されている結果と考える。その結果、④損益差額は6月単月より構成比率が低く、実額も少額を示した。

第12回~17回の医療経済実態調査に見る10年間の歯科診療所(個人)の損益状況の推移

(1施設当たり収益)

	第12回	第1	3回	第 1	4回	第1	5回	第 1	6回	第 1	7回
区分	11年6月	13 年	6月	15 年	6月	17 年	6月	19 年	6月	21 年	6月
E 11 .	金額	金額	(伸び率)	金額	(伸び率)	金額	(伸び率)	金額	(伸び率)	金額	(伸び率)
•	千円	千円	. %	千円	. %	千円	. %	千円	%	千円	%
1. 医業収益	4, 122	3, 857	(▲6.4)	3, 700	(▲4.1)	3, 544	(▲4. 2)	3, 455	(▲2.5)	3, 616	(4.7)
(保険診療収益)	3, 639	3, 358	(▲7.7)	3, 279	(▲2. 4)	3, 076	(▲6. 2)	2, 984	(▲3.0)	3, 115	(4.4)
2. 医業·介護費用	2, 749	2, 588	(▲5.9)	2, 469	(▲4.6)	2, 197	(▲11.0)	2, 228	(1, 4),	2, 415	(8.4)
3. 収益差額	1, 372	1, 269	(▲7.5)	1, 233	(▲2.8)	1, 351	(9.6)	1, 229	(▲9, 0)	1, 202	(▲2. 2)

H11年6月~H21年6月 (10年間) の推移 (5回分の伸び率の累計)

1. 医業収益	▲ 12.5%
2. (保険診療収益)	▲14.9%
3. 医業・介護費用	▲11.7%
4. 収益差額	▲11.9%

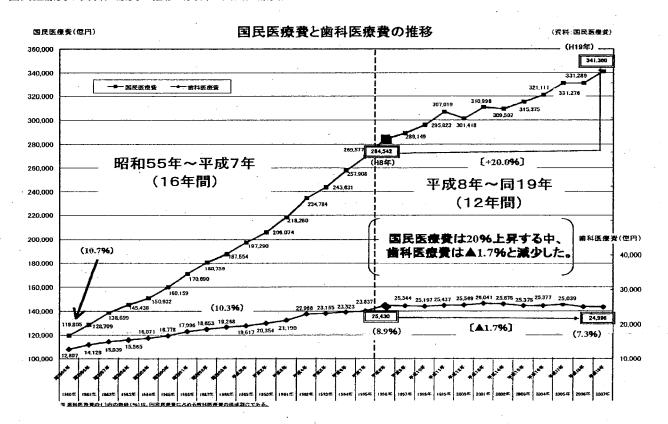
3

3. 第12回~第17回医療経済実態調査に見る10年間の歯科診療所(個人)の損益状況の推移

- 1) 医業収益は今回は増加したが、前4回は減少している。その結果、全5回分の伸び率の累計は▲12.5%となる。
- 2) 保険診療収益は同じ動きを示し、伸び率の累計は▲14.9%で、大幅に減益を示している。
- 3) 医業費用は前4回までに20.1%の削減を示してきたが、今回は8.4%の大幅な増加を示した。その中で、特に歯科材料費とその他の医業費用が大きく増加した。これは、金属材料をはじめ材料費の値上げが一因であり、また、単月調査ではもれていた費用が年間データから正確に把握されたためと考える。
- 4) 上記の結果、経年的に大幅な経費削減の努力にもかかわらず、損益差額は減少し、その伸び率の累計は▲11.9%となった。
- 5) 個人立における損益差額(120.2万円)には、院長報酬のほかに、①院長の退職金相当分の積立、②法定福利費相当分(年金及び健康保険料等、給与の約 25%×1/2)、③建物、設備等の改築・更新の費用、④借入金の返済(今回のデータには無いが、前回を参考にすると月平均22.7万円)が含まれる。
- 6) 単月分の損益差額 (120.2万円/事業費の集計では 111.3万円) から、上記の①~④を引くと、個人立の診療所院長の給与相当額は、一般病院の勤務歯科医師の給与 (107.4万円 報告書 94頁) を下回り、歯科診療所の勤務歯科医師の給与 (56.8万円 報告書 98頁) のレベルに近い結果を示している。

4.参考資料

国民医療費と歯科医療費の推移(資料:国民医療費)



5

5.まとめ

長年に亘る医療費削減政策の中で、全国の歯科診療所は患者への安全安心の歯科医療の安定提供に向けて努力を続けてきたが、歯科における経営の合理化や経費削減の努力が限界に達していることは、今回の医療経済実態調査結果並びに経年的な推移の結果にみられる歯科診療所の損益状況からも明白である。

歯科診療所経営は極めて厳しい状況に追い込まれ、結果として歯科医療は崩壊の危機にあると言わざるを得ない。

国民への安全で質の高い歯科医療の提供を確保するためには、歯科診療報酬体系の機能的な改善と強化が必要不可欠であり、次期診療報酬改定において適切な評価と十分な財源の確保が求められる。